

千葉県告示第998号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、千葉都市計画高度地区を次のとおり変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉県都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和4年12月16日

千葉市長 神谷俊一

- 1 都市計画の種類及び名称
千葉都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
千葉市緑区誉田町2丁目及び高田町の各一部